

# 事務所だより

平成26年12月号

安藤社会保険労務士事務所  
TEL 03-6206-2320

こんにちは。今年も残すところわずか1か月となりました。お陰様で当事務所も事務所設立して丸12年を迎えることができました。今年もいろいろ大変なことがありましたが、事務所の仕事で一番苦労したのはメインの社会保険・給与システムを入れ替えたことでした。移行作業から始まり数か月の平行稼働など事務所のスタッフには多くの苦労を掛けましたが、なんとか無事に年末調整までたどりつくことができました。今月はその集大成として最後まで気を引き締め対応したいと思います。また、今年には東京に限らず北海道から沖縄に至るまでの全国のお客様と接する機会に恵まれたことも貴重な経験となりました。それでは今年最後の月になりますがどうぞよろしくお願い致します。 安藤

## Contents

- ①年末調整で注意したいポイント
- ②持ち帰り残業労災認定
- ③企業の暴力団排除の取り組み
- ④事務所スタッフより

## ①平成26年分の年末調整で注意したい改正ポイント！

### ◆今年気をつけるべきポイントは？

今年の年末調整では、申請様式や税法そのものの大きな改正はありませんが、国民年金法の改正により、4月1日から保険料を2年前前納できるようになったことを受け、この前納制度を利用した場合の社会保険料控除の方法を押さえておく必要があります。

また、10月20日から、自転車・マイカー通勤している人の通勤手当の非課税制度が改正され、4月1日以降に支給した通勤手当について精算が必要となりますので、注意が必要です。



### ◆2年前納した保険料の社会保険料控除

前納制度を利用した場合、納付した35万5,280円全額が控除対象となり、(1)納付した保険料全額を納めた年に控除する方法、(2)各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法のいずれかを選択して申告します。

(2)による場合、日本年金機構から送付される社会保険料控除証明書の他に「社会保険料(国民年金保険料)控除額内訳明細書」を作成し、併せて提出する必要があります。

この明細書は日本年金機構のホームページからダウンロードでき、年金事務所に申し出て入手することもできます。

また、この場合、平成28年3月分までの保険料を納付することとなり、3年にわたって分割して控除を受けることとなりますので注意が必要です。

### ◆通勤手当の非課税限度額の改正

10月20日より自転車・マイカーを利用して通勤している人の通勤手当の非課税限度額が引き上げられ、4月1日以降に支給した分から適用されることとなったため、対象者の課税額を年末調整の際に精算する必要があります。

また、年の途中で退職した人については、すでに源泉徴収票を交付済みで、これらの人は確定申告によって精算することとなりますが、4月1日以降に支給した通勤手当がある場合、改正後の非課税限度額に基づいて「支払金額」を訂正し、再度源泉徴収票を作成のうえ摘要欄に「再交付」と表示して再交付する必要がありますので、注意が必要です。

## ○放置していると危険!? “持ち帰り残業” で労災認定！ 企業も対策が必要に！

### ◆英会話学校講師の女性が自殺

2011年に英会話学校講師の女性が自殺したのは、自宅で長時間労働を行った「持ち帰り残業」が原因であったとして、金沢労働基準監督署が労災認定しました。

持ち帰り残業については自宅での作業実態の把握が困難なため、労災認定されたのは異例のことのようです。

ただ、本件では、メールや関係者の話から、女性は英単語を説明するイラストを描いた「単語カード」を業務命令により2,000枚以上自宅で作成しており、監督署は、実際に単語カードを作成して時間を計測し、自宅で月80時間程度の残業をしていたと結論付けました。

これにより、会社での残業時間と合わせると恒常的に月100時間程度の時間外労働があり、さらに上司からの叱咤による心理的負担によりうつ病を発症したとして、労災を認定したというものです。

### ◆持ち帰り残業は労働時間に含まれる？

原則、会社が承認していない持ち帰り残業は労働時間には含まれません。

労働者が自己の判断で仕事を持ち帰って自宅で残業している場合、会社はその実態を把握できないため、持ち帰り残業は基本的に会社の指揮命令下にはないものとして労働時間であるとは判断しないのです。

ただ、持ち帰り残業が上司の明確な指示に基づいて行われている場合は、それに要した時間は、当然に労働時間に含まれることとなります。

また、通常の労働時間では処理できないような業務量を指示していたり、持ち帰り残業を黙認したりしていた場合などは、事実上の指揮命令があったとして労働時間と判断される可能性があることに留意する必要があります。

### ◆企業には様々なリスクが！

持ち帰り残業は、労災認定される可能性や残業代を請求される可能性はもちろんですが、情報漏えいの危険性もあります。

企業としては、「持ち帰り残業を原則禁止する」、「どうしても必要な場合は本人に事前申請させる」、「情報漏えい対策を講じる」などのルール作りが必要となるでしょう。

## ○企業の暴力団排除の取組みと契約解除による訴訟リスク！

### ◆「反社会勢力」排除意識の高まり

暴力団排除を進める警察関連団体に、企業からの照会が急増しているそうです。

契約先が暴力団関係者となつたりがないかなどをチェックするため、仮に暴力団関係者との取引が発覚すればトップの責任問題に発展するおそれもあることから、企業は必死のようです。

照会先の1つである警視庁の関連団体である「警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」（東京・千代田区）は、約2,500社が加盟。組員や密接交際者、関連企業など約8万件のリストを保有し、「この人物と取引しても大丈夫か」といった会員企業からの問合せに回答しています。

昨年10月から今年8月までの照会件数は8,087件と前年同期と比べ49%増となっており、業種も金融業だけでなく、全業種で反暴力団排除の意識が強まっているようです。

同じく、警視庁の外郭団体である「暴力団追放運動促進都民センター」（東京・千代田区）でも照会が急増しているそうです。

### ◆情報提供には限界も！

警察が提供するものは原則、組員や脱退後5年以内の元組員の情報だけです。

上記の照会先では、密接交際者、関連企業など、独自に収集した情報も提供しているそうです。



ただ、企業の暴力団排除が厳しくなるにつれ、排除逃れの「偽装離脱」など、形だけ脱退して活動し続ける者も出てきているようで、情報提供には限界があるというのが現状のようです。

#### ◆契約解除で訴訟リスクも!?

大企業の多くは、取引先との契約には「暴力団排除条項」を入れるなどの対策をとっています。しかし、契約の相手方から、不当な契約解除だとして損害賠償請求訴訟を起こされると、暴力団排除条項違反を立証する責任は企業側にあります。

警察からの情報で暴力団関係者であることが明白である場合などは問題ありませんが、密接交際者、関連企業などの情報は反論する際の証明力は弱いとの指摘もあり、法的なリスクを伴うケースも出てきます。

このため、そのような際には、実際には代金の未払いや納期遅れなど他のことを理由にしたり、契約期間の満了時に取引を中止したりすることも選択肢に入れ、対応することになるようです。

## 〇多くの企業に影響する「有期雇用特別措置法案」の概要

#### ◆来年4月1日施行予定

10月29日に、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」（有期雇用特別措置法案）が参議院本会議で可決されました。

この法案は、今年の通常国会に提出されたものの成立せず、臨時国会で継続審議となっていたものです。

来年4月1日に施行される予定となっていますが、施行に伴い企業の実務に大きな影響がありそうです。

#### ◆法案の内容

法案の内容ですが、下記（1）および（2）の者について、労働契約法で定められている「無期転換申込権」発生までの期間（通算5年）に関する特例を設ける（＝無期転換させない）というものです。

（1）5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く高度専門知識等を有する有期雇用労働者

（2）定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

上記（1）の「高度専門職の有期契約労働者」については『一定の国家資格保有者』『年収1,075万円以上の技術者、システムエンジニア、デザイナー』等が想定されていますが、これらの者を雇用する企業の割合は全体から見るとあまり多くないかもしれません。

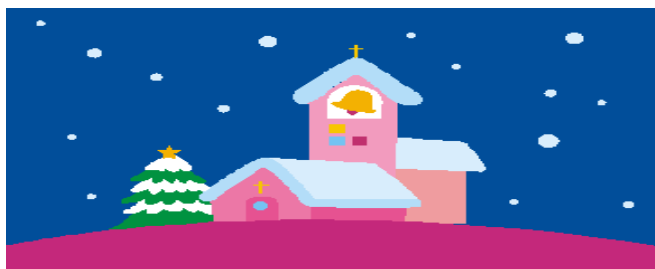
しかし、（2）の「定年後再雇用の有期契約労働者」を雇用している企業はかなり多いことと思います。

#### ◆「計画書」の作成・提出が必要に

企業が、上記の労働契約法に基づく無期転換に関する特例の適用を受けるためには、「対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画」（計画書）を作成・提出して、厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。

計画書にどのような内容を記載するのか、提出すべきタイミングはいつなのか、計画書は毎年提出しなければならないのか等については、今後、厚生労働省令等で明らかになってくるものと思われます。

いずれにしても、実務上、新たな業務が発生することとなりますので、厚生労働省から発表される情報に注目しておく必要があります。



## ❁事務所スタッフより❁ …労務とは関係のないコーナーです。

12月になり、外はイルミネーションできれいに飾られ、町はすっかりクリスマスモードですね。個人的には、クリスマスモードを飛び越え正月モードになっていて、とても気がかりなのが「大掃除」です。

一般的には、年末（大抵は12月28日）にいつもよりたくさんの所を掃除することを「大掃除」というのだそうで、一年分の汚れをきれいに除去することによって、新たな年に歳神を迎える準備でもあり、来る新年を新たな心持ちで始めるという意味もあるそうです。煤払いは古くから続く日本古来の行事で、今でいう大掃除のことで現在でも寺社仏閣では煤払いと称しています。

「大掃除やっておきたい場所」というアンケートで、ダントツの1位は「換気扇」でした。続いて2位：ガスコンロ周り、3位：窓、網戸だそうです。どこもなかなか手を出したくない、出しにくい場所ですね。掃除用の洗剤や道具もかなり豊富な種類出回っており、時間があれば取り揃えてとりかかるもよし、多少お金が掛かってもプロにお任せ！という方は代行サービスに頼むのも良いですね。近年では、一日でしっかり大掃除型から何日かに小分けして掃除の「小（こ）掃除」型に推移してきているようです。普段の掃除をまめにしっかりやっていたら、気合の入った掃除は必要ないのかもしれませんが。どちらにしても、きれいにし新しい年を迎える準備をしたいものです。

清司



(年末年始休暇のお知らせ)

今月12月27日から新年1月4日まで年末年始休暇とさせていただきます。  
どうぞよろしくお願い致します。

〒103-0025  
東京都中央区日本橋茅場町2-14-7  
日本橋ティュービル 3階  
安藤社会保険労務士事務所  
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321  
URL <http://www.ando-sr.jp/>  
e-mail [ando@ando-sr.jp](mailto:ando@ando-sr.jp)  
どうぞお気軽にお問い合わせください